

## 令和4年度以降の地域支援事業の実施について

現在、介護保険制度における地域支援事業※の事業実施主体は、保険者である浜田地区広域行政組合（以下「本組合」という。）であり、浜田市及び江津市（以下「関係市」という。）に一部の事業を委託する形で実施しています。

この度、浜田市において、令和4年4月1日から地域支援事業を包括的に実施する「地域包括支援センター」を外部委託する方針が出されたため、令和4年度以降は次のとおり事業を実施する予定としております。

※地域支援事業（介護保険法第115条の45）

被保険者が要介護状態等とならないよう予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的として、厚生労働省令で定める基準に従って行うもの

### 1 令和4年度以降の実施形態

地域支援事業の内、現在、本組合において直接実施している事業以外は、関係市が事業実施主体となる。

- 浜田市…「地域包括支援センター」の運營業務を社会福祉法人浜田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に委託して包括的支援事業を実施する。
- 江津市…「地域包括支援センター」を済生会江津総合病院内に移し、市直営にて包括的支援事業を実施する。
- 本組合…指定事業者が行う第1号事業及び介護給付費適正化事業などの任意事業を引き続き実施する。

### 2 実施形態変更の理由

- (1) 現在の実施形態のまま、浜田市が「地域包括支援センター」を社協に委託した場合、再委託となり、このことは、国においては想定されていないため、浜田市が実施主体となる必要が生じた。
- (2) 地域支援事業は、関係市それぞれの高齢者施策に深く関与していることから、関係市において主体的に実施することにより事業効果が発揮されるものについては、実施形態を変更することが有効であると判断した。

### 3 地域包括支援センター運営協議会

- (1) 地域支援事業全般の進捗管理及び評価検討を行う「地域包括支援センター運営協議会」は、「地域包括支援センター」を設置する関係市にそれぞれ置く。
- (2) 本組合に設置している「地域包括支援センター運営協議部会」は廃止する。
- (3) 本組合と関係市の連携と、介護保険事業計画への円滑な施策反映を図るため、関係市の「地域包括支援センター運営協議会」での検討内容を本組合の「介護保険事業計画策定委員会」に反映できる仕組みを検討する。

### 4 国県等の交付金事務

- (1) 地域支援事業に係る国・県及び診療報酬支払基金に対する交付金事務は、引き続き介護保険者である本組合が担う。
- (2) 関係市が実施した地域支援事業に係る費用は、請求に基づき本組合から負担金として支払う。

### 5 組合同約及び関係法令の改正等

- (1) 「浜田地区広域行政組合同約」の一部改正  
関係市が地域支援事業の一部の実施主体となるため、組合同約第3条（組合の共同処理する事務）第2号の除外規定に「地域支援事業のうち、関係市が実施することにより事業効果が発揮できると管理者が認めたもの」を加える。
- (2) 浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の廃止  
「地域包括支援センター」の設置主体が関係市となるため廃止する。
- (3) 浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会設置要綱の改正
  - ア 要綱第2条（任務）第3号の削除  
関係市において「地域包括支援センター」を設置運営されるため。
  - イ 要綱第7条（専門部会）の削除  
同条第1項第1号：事業計画策定委員会がその任務を行うこととするため。  
同条第1項第2号：「地域包括支援センター」の設置主体が関係市となるため。

## 6 今後のスケジュール

- 令和3年2月 地域包括支援センター運営協議部会（介護保険事業計画策定委員会の専門部会）に提案する。
- 令和3年中 組合規約の改正及び関係法令の整理をする。  
※ 組合規約の改正については、関係市における議会の議決を要し、県知事の許可が必要となる。
- 令和4年4月1日 関係市が「地域包括支援センター」の実施主体となる。  
※ 関係市が「地域包括支援センター」を外部委託する場合は、委託後の「地域包括支援センター」を介護予防支援事業所として指定する。